

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 2年 3月 13日

滋賀県職業能力開発協会

会長職務代理者 鈴木 稔彦

## 1 入札に付する事項

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| (1) 入札件名   | レンタカー賃貸借業務契約               |
| (2) 賃貸借期間  | 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで      |
| (3) 契約の内容等 | 別添仕様書及び契約書（案）による。          |
| (4) 納入場所   | 滋賀県職業能力開発協会（大津市南郷五丁目2番14号） |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予決令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
- ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。
- イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）。  
(ア) 契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者  
(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者  
(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者  
(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者  
(キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

- (2) 令和01・02・03年度（又は平成31・32・33年度）における各府省庁の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の近畿地域の資格を有する者又は滋賀県及び京都府の競争入札参加資格名簿（大分類：役務、中分類：リース・レンタル）に登録されていること。

### 3 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
滋賀県職業能力開発協会 若者人材育成支援室  
〒520-0865 大津市南郷五丁目2番14号、TEL：077-537-1213  
FAX：077-537-1351、電子メール：okuno@shiga-nokaikyo.or.jp
- (2) 契約条項を示す期間：令和2年3月13日から3月26日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の9時から17時
- (3) 仕様書、入札書の交付方法：別添のファイルをダウンロードするか、3（1）に示す場所において交付する。
- (4) 入札説明会は行わない。
- (5) 入札書の受領期限：令和2年3月25日（水）13時
- (6) 開札の日時及び場所  
開札の日時：令和2年3月26日（木）14時  
開札の場所：滋賀県職業能力開発協会研修室2（大津市南郷五丁目2番14号）  
入札者は開札に立ち会うことができる。

### 4 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県職業能力開発協会の会計規程によるものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は3（1）に示す場所に、3（5）の入札書受領期限までに郵送または持参により提出するものとする。なお、封筒の表に「入札書」と朱書きし、件名を併記すること。また、郵送により提出する場合は、簡易書留郵便で送付すること。

### 5 質問及び回答の方法等

- (1) 質問方法については、質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより、3（1）に示す場所へ提出してください。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡してください。
- (2) 質問期限 令和2年3月19日（木）12時

- (3) 回答方法については、質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、滋賀県職業能力開発協会のホームページにも質問及び回答の内容を掲載する。
- (4) 回答については、随時行う。

## 6 保証金

入札保証金及び契約保証金については、免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合には、100分の5を違約金として徴収する。

## 7 契約書作成の要否

要

## 8 郵便等（持参を含む。）による入札の可否

可

封筒の表に「入札書」と朱書きし、件名を併記すること。また、郵送により提出する場合は、簡易書留郵便で送付すること。

## 9 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格の無い者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 10 落札者の決定方法

この公告に示した契約を履行することができると滋賀県職業能力開発協会が認めた入札参加者であって、滋賀県職業能力開発協会財務会計規程により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者は月額料金により決定する。

## 11 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し同じ印を押印すること。
- (2) 入札参加者のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参

加することができない。

- (3) 同価の入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (4) 一度提出した入札書は書換え、引換え、または撤回をすることはできない。
- (5) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (6) 入札参加停止措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (7) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とする。
- (8) 入札参加者またはその代理人が本入札に関して要した費用についてはすべて当該入札参加者またはその代理人が負担するものとする。
- (9) その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。
- (10) その他詳細は仕様書等による。仕様書、その他入札に必要な書類は以下からダウンロードできる。